

福岡教育大学附属福岡小学校いじめ防止行動計画(学校基本方針)

福岡教育大学附属福岡小学校

生徒指導部

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童が、在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、諸行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめはどの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止行動計画」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つの視点から取組を行う。

- ① いじめを許さない・見過ごさない環境づくりと児童の人権感覚の育成
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- ③ いじめ早期発見の校内組織や方法の充実
- ④ いじめ早期解決のための家庭や他機関との連携

2 いじめ防止のための具体的な取組

学級力アンケートの実施、活用を基に、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、日々の授業を大切にし、学級への所属感、学習の達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

① いじめを許さない・見過ごさない環境づくりと児童の人権感覚の育成

○ 学級力アンケートの実施、活用を基にした学級経営の充実

- ・ 学期ごとに学級力アンケートを実施し、学級の実態を把握するとともに、課題に応じた具体的な取り組みを実践し、学級の子供たち全員が満足できるように学級経営の充実を図る。

○ いじめゼロを目指した志活動の推進

- ・ 代表委員会で、いじめ防止を考える議題を設定し、各学級で話し合いを行う。
- ・ 毎月10日を「いじめゼロの日」「ハイタッチの日」とし、仲間づくりの啓発を行う。

○ いじめ防止を意識した毎月の生活目標の設定

- ・ 毎月の生活目標にいじめ防止を意識したものを取り上げ、定期的に子供への啓発を行う。

② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

○ 一人一人が活躍できる学習活動の充実

- ・ 研究開発と関わらせ、人間関係づくり（協働性）を重視した学習を日常的に行う。
- ・ 自己の学びや仲間との学び合いの成果を振り返る場を設定し、学ぶ意義や価値（向上性）の感得とともに、学習意欲の向上を図る。
- ・ 縦割り活動や異学年交流（帰国子女学級、特別支援学級を含む）を積極的に取り入れる。

○ 人との関わり方を身に付けるための活動の推進

- ・ にんげんの学習を中心にソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他者では思いや考え方が違うことに気付かせ、認められる自分が存在するを感じとらせる。

③ いじめ早期発見の校内組織や方法の充実

○ 生徒指導部及び児童生活指導委員会を中心とした校内組織の活用

- ・ 毎月1回、生徒指導部と学年主任で組織する生徒指導部会を開催し、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換を行う。
- ・ 毎週月曜日の給食時間、各学年1名が職員室に集まり、MLM（マンデーランチミーティング）を行い、配慮を要する児童の情報交換を行う。

○ 学級力アンケートの実施

- ・ 学級の高まりをみんなで共有できるような目標設定を行う。
- ・ 各学期にアンケートの実施と結果の分析を行い、学級・学年の課題の共通理解を図る。
- ・ 各学級に関わる教員で、課題を把握し、課題解決に向けた共通実践を行う。
- ・ 各学級の共通実践について成果や課題を適宜話し合い、実践の充実を図る。

○ 生活アンケートの実施（生徒指導部）

- ・ いじめ問題に限定せず、月に1回（1日）「生活アンケート」を全学級で実施し、いじめ問題につながる兆候を定期的に把握していく。
- ・ 生活アンケートの実施は、毎月の第1週をアンケート週間とし、実施する。
- ・ 生活アンケートの実施後は、担任が目を通し、気になる記入内容について、個別の聞き取りを行う。その後、聞き取りの内容や児童の対応等について、教頭に報告する。
実施後は、職員室の後方に設置する各学級用のファイルに綴じ、年間を通して保管する。

○ 「相談ポスト」の設置（担当 養護教諭）

- ・ 養護教諭で、「相談ポスト」を設置する。投函された手紙等の内容を養護教諭が目を通し、その内容について、いじめにかかわらず相談にのり、相談内容に応じて担任に報告する。

○ 児童意識調査（開発研究アンケート）の実施と活用

- ・ 各学期の3回（7月、11月、2月）児童意識調査を実施し、向上性（学習意欲を含む）や協働性に関する傾向を把握し、校内研究の推進とともに、児童の学ぶ意欲や人間関係の把握に努め、いじめや不登校の予防等、児童の学校適応支援に役立てる。

④ いじめ早期解決のための家庭や他機関との連携

○ 保護者への連絡や話し合いの場の設定 ⇒ <いじめ発生時の組織的対応は次頁参照>

- ・ 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては「いじめ対策委員会」を開催し迅速な対応を行う。

〈いじめ対策委員会の構成〉

校長、副校長、教頭、教務主任、研究主任、総括主任、生徒指導主任、該当学年担任

※必要に応じて（附属学校課職員（大学）、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長）

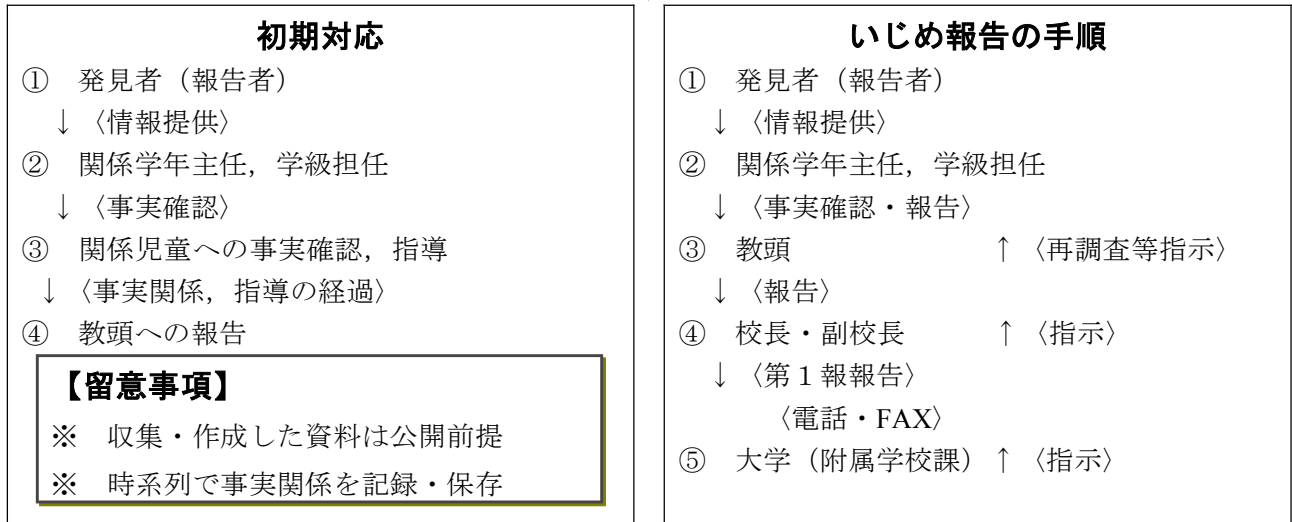
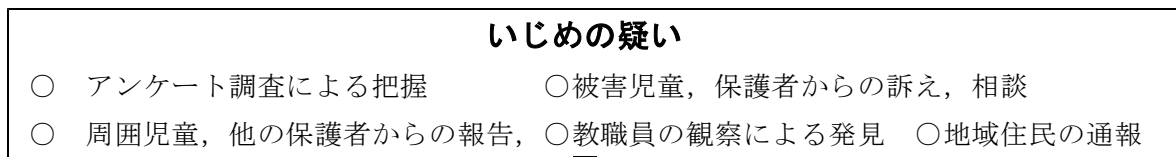
- ・ いじめ問題が起きたときには、担任が事実関係や学校側の対応についての情報を保護者に伝えるとともに、家庭の様子や友達関係についての情報を集め、指導に生かす。
- ・ 必要に応じて（いじめが深刻化、複雑化した等）、いじめ対策委員会と児童・保護者での話し合いの場を設定し、いじめ解決に向けた対策・対応について話し合う。

○ スクールカウンセラーの活用

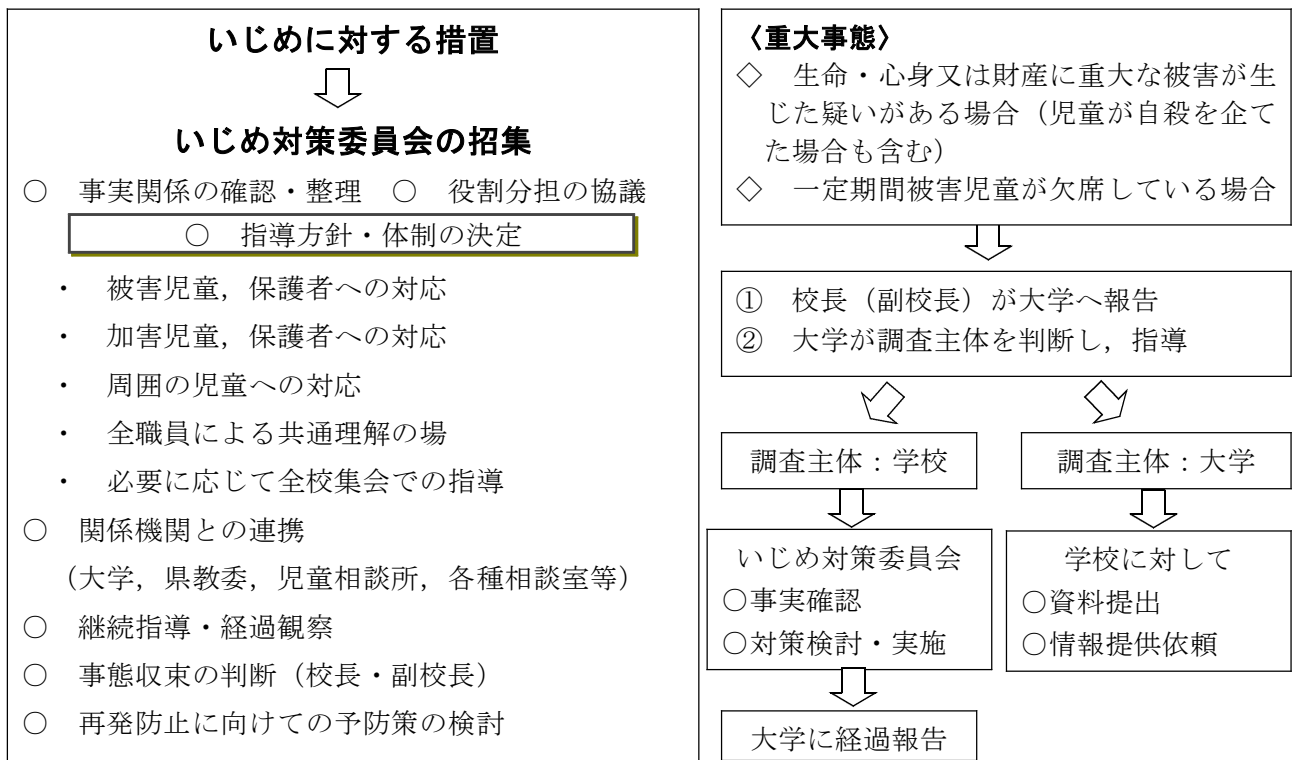
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーが対応する時間を設定し、児童の心のケアを行う。

○ いじめ発生時の組織的対応

【いじめの覚知】



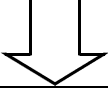
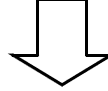
【いじめの認知】



【保護者対応】

いじめを受けた児童の保護者	いじめを行った児童の保護者	周囲にいた児童の保護者
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明 ・ 再発防止に向けた方針の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実経過の説明 ・ 被害者及びその保護者への謝罪に立ち会い・仲介 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の内容や保護者の意向を確認の上，事実経過を学級懇談会で説明

3 いじめ防止にかかわる年間計画

		対児童（保護者）		対児童（保護者）	教員間等	
1 学 期	4月	○ 学校学級環境整備	○ 毎月10日の ハイタッチの日	人間関係づくりを重視した日常授業の充実	○ 配慮児童についての交流会	○ 生徒指導部会（全体）
	5月	○ 生活アンケート （第1回）	（朝の活動） ○ 縦割り清掃		○ 生徒指導部会	○ MLM
		6月	○ 生活アンケート ○ 代表委員会		○ あいさつ運動 ○ 校内巡視（児童会）	○ 生徒指導部会
	7月	○ 生活アンケート ○ 児童意識調査 ○ 個人面談（保護者）	○ 学級力アンケート 		○ 児童意識調査の分析	○ 配慮児童についての交流会
2 学 期		9月	○ 学校学級環境整備 ○ 生活アンケート		○ 毎月10日の ハイタッチの日	○ 生徒指導部会
	10月	○ 生活アンケート ○ 代表委員会	○ 縦割り清掃 ○ あいさつ運動		○ 生徒指導部会	○ MLM
		11月	○ 生活アンケート ○ 児童意識調査		○ 校内巡視（児童会） 	○ 生徒指導部会
	12月	○ 生活アンケート ○ 個人面談（保護者）			○ MLM	○ 配慮児童についての交流会
3 学 期	1月	○ 学校学級環境整備 ○ 生活アンケート	○ 毎月10日の ハイタッチの日		○ 生徒指導部会	○ MLM
	2月	○ 生活アンケート ○ 児童意識調査	○ 縦割り清掃 ○ あいさつ運動		○ 生徒指導部会	○ 児童意識調査の分析
		3月	○ 生活アンケート		○ 校内巡視（児童会） ○ 学級力アンケート	○ MLM
						○ 年間の振り返り

※ 必要に応じて、

- いじめ対策委員会の組織
- スクールカウンセラーの活用